

平成28年第3回糸魚川市議会定例会会議録 第1号

平成28年8月29日(月曜日)

議事日程第1号

平成28年8月29日(月曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第75号
- 日程第6 議案第76号から同第79号まで
- 日程第7 議案第80号から同第84号まで
- 日程第8 議案第85号から同第88号まで
- 日程第9 議案第89号から同第92号まで
- 日程第10 議案第93号から同第101号まで
- 日程第11 議案第103号及び同第104号
- 日程第12 議案第102号
- 日程第13 請願第4号及び陳情第4号

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 議案第75号
- 日程第6 議案第76号から同第79号まで
- 日程第7 議案第80号から同第84号まで
- 日程第8 議案第85号から同第88号まで
- 日程第9 議案第89号から同第92号まで
- 日程第10 議案第93号から同第101号まで
- 日程第11 議案第103号及び同第104号
- 日程第12 議案第102号
- 日程第13 請願第4号及び陳情第4号

応招議員 19名

出席議員 19名

1番	吉川慶一君	2番	笠原幸江君
3番	斉木勇君	4番	渡辺重雄君
5番	倉又稔君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	中村実君	10番	大滝豊君
11番	高澤公君	12番	伊藤文博君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	五十嵐健一郎君
18番	松尾徹郎君	19番	樋口英一君
20番	古畑浩一君		

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

+

+

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長兼 会計課長兼務	岩崎良之君
産業部長	斉藤隆一君	総務課長	山本将世君
企画財政課長	藤田年明君	定住促進課長	斉藤喜代志君
能生事務所長	原郁夫君	青海事務所長	井川賢一君
市民課長	池田正吾君	環境生活課長	五十嵐久英君
福祉事務所長	水嶋丈明君	健康増進課長	横澤幸子君
交流観光課長	渡辺成剛君	商工農林水産課長	斉藤孝君
建設課長	見辺太君	会計課長	丸山幸三君
ガス水道局長	木村清君	消防長	大滝正史君
教育長	田原秀夫君	教育次長 教育委員会こども課長兼務 教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	佐々木繁雄君
教育委員会こども教育課長	山本修君		渡辺孝志君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	磯野茂君	監査委員事務局長	大嶋利幸君

事務局出席職員

局	長	小	竹	和	雄	君	次	長	松	木	靖	君
係	長	室	橋	淳	次	君						

+

午前 10 時 00 分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成 28 年第 3 回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、10 番、大滝 豊議員、18 番、松尾徹郎議員を指名いたします。

日程第 2 . 会期の決定

議長（倉又 稔君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る 8 月 22 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18 番 松尾徹郎君登壇〕

18 番（松尾徹郎君）

おはようございます。

ご報告いたします。

去る 8 月 22 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日、招集されました平成 28 年第 3 回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、平成 27 年度決算認定が 14 件、条例の制定、一部改正が 4 件、平成 28 年度の補正予算が 3 件、契約・変更契約の締結が 3 件、財産の交換が 2 件、市道の廃止・認定がそれぞれ 1 件ずつの 2 件、その他議案が 2 件、諮問案件が 1 件の計 31 件であります。

協議の結果、諮問案件の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、本定例会最終日に委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくこととし、その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことといたしました。

また、一般質問最終日の 6 日には、新潟県市町村総合事務組合規約の変更について、追加議案として提案予定とのことでもありますので、よろしく願いいたします。

なお、決算審査の進め方につきましては、配付資料のとおり例年同様の進め方で行うことといたしました。

また、会期及び日程については、8月29日から9月21日までの24日間とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。一般質問の人数割りが決定したことにより9月7日を休会とすることといたしましたので、ご承知おきください。

次に、請願・陳情の取り扱いについて申し上げます。

請願第4号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する請願及び陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情の2件が受理されております。

請願第4号は市民厚生常任委員会に、陳情第4号は総務文教常任委員会に付託の上、審査願うことといたしました。

次に、委員長報告につきましては、総務文教、建設産業、市民厚生3常任委員長から閉会中の所管事項調査報告について申し出がありますことから、本日の日程事項とし、また、地方創生調査対策特別委員長から本定例会最終日において中間報告を行いたい旨の申し出があり、最終日の日程事項とすることといたしました。

続きまして、議会基本条例について申し上げます。

去る6月7日に開かれまして全員協議会において、各議員より出されたご意見を踏まえ、7月22日、議会運営委員会において、再度、協議いたしました。そこでの修正案をもとに、再度、8月4日に開かれまして全員協議会に提出し、ご意見をいただいたところです。これまでのご意見を参考に今後の予定としましては、9月1日、開催予定の議会運営委員会において条例案を最終決定し、本定例会最終日に提案する予定であります。

なお、議会基本条例制定とともに、できるだけ早期に政治倫理規定が策定できるよう、十分、協議するとともに、先例申し合わせ事項等の見直しについても協議を重ねていくことで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの24日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月21日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第3．行政報告

議長（倉又 稔君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、平成27年度の決算認定を初め、条例改正や補正予算など、初日提案では30件の議案のご審議をお願いいたしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に6点について、ご報告申し上げます。

最初に、台風9号に伴う豪雨による市内の被害状況について、ご報告申し上げます。

8月22日夜からの豪雨によりまして、23日午前3時45分に新潟県土砂災害警戒情報が糸魚川市に発表され、当市においても、午前4時に土砂災害警戒本部を設置いたしました。

市内では、けが人などの人的被害はありませんでしたが、本日現在、建物関係においては、損壊が倉庫1件、床上・床下浸水が、住宅を含め32件の被害が発生いたしております。

交通機関につきましては、土砂流出や冠水等により、一時、国道148号が交通どめ、JR大糸線が運休となり、市道においても2カ所が交通どめとなりました。

そのほか土砂崩れ等の被害は、お手元に配付した資料のとおりでありまして、市といたしましても関係機関と連携し、早期の復旧に努めてまいります。

なお、警戒本部につきましては、23日午後4時をもって解散をいたしております。

災害復旧に伴う補正予算案につきましては、一般質問の最終日に提出をさせていただく予定でありますので、よろしくご報告申し上げます。

2点目に、松本糸魚川連絡道路建設促進フォーラムの開催結果について、ご報告申し上げます。

8月27日、市民会館で開催した松本糸魚川連絡道路建設促進フォーラムでは、市民や長野県沿線自治体関係者を初め、800人からご来場いただきました。当日は、泉田県知事からもご臨席いただき、新潟県側ルートの建設促進に向け、地域にとって、大切な道であり、新潟県として全力を尽くしたいとの力強いご挨拶もいただいております。引き続き、関係機関や長野県側との連携を図りながら一日も早い事業化に向けて取り組んでまいります。

3点目に、災害廃棄物の受け入れについて、ご報告申し上げます。

本年4月に発生した熊本地震により、被災地では大量の災害廃棄物が発生しており、市では、熊本市及び益城町より協議を受け、地方港湾唯一のリサイクルポートである姫川港にて、これまでに4回、約4,000トンの木くずを受け入れ、市内のセメント工場で処理を行っております。

姫川港の災害廃棄物処理支援ネットワークとしての役割も注目されているところでありまして、今後も被災地から協議がありましたら関係者の協力を得て、受け入れを行っていく予定であります。

4点目に、新潟焼山の現状について、ご報告申し上げます。

6月に早川上流の火打山川で濁りが発生し、一部影響が出たため関係者へ注意喚起を行うとともに定期的に水質調査を実施いたしており、環境基準を一時的に超えたこともありましたが、その後は、基準内で推移いたしております。濁りについては、7月に現地調査を行った結果、白い沈殿物を噴出させたと推測される温泉の湧出が原因と考えております。

また、気象庁の観測では、東斜面で噴気孔から流れ出たと考えている泥水が確認され、山頂から南南東側で微量の火山灰が見つかったことから、7月にも、ごく小規模な噴火が発生したと考えられます。8月10日には、ヘリコプターによる調査を行いました。火山活動に大きな変化がないことを確認いたしており、引き続き、関係機関と連携し、住民や入山者の安全の確保に努めてまいります。

5点目に、恋する灯台のまちの認定について、ご報告申し上げます。

一般社団法人日本ロマンチスト協会と日本財団が共同で実施する恋する灯台プロジェクトにおいて能生弁天岩の灯台が、恋する灯台に認定されました。ことしから始まった事業で、全国で21の灯台が認定されており、あわせて当市は、恋する灯台のまちにも認定されております。認定をきっかけとして、さらに糸魚川の海の魅力に磨きをかけて交流人口の拡大に努めてまいります。

最後に、平成28年度普通交付税の算定結果について、ご報告申し上げます。

本年度は、76億6,500万円の交付決定を受け、当初予算に対して1億5,500万円の増という結果となっております。

本年度は、基準財政需要額において、市町村合併に対する優遇措置の段階的な縮減や国勢調査人口を反映した算定により、減少となりました。

一方、基準財政収入額では、市税等で新幹線関連償却資産による固定資産税や地方消費税交付金の増収により増加となったことから、前年度と比べ普通交付税は減額となったものであります。

今後も引き続き、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、6点についてご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

議長（倉又 稔君）

これで行政報告は終わりました。

日程第４．所管事項調査について

議長（倉又 稔君）

日程第４、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔１２番 伊藤文博君登壇〕

１２番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、閉会中の８月３日と２２日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

平成２８年度普通交付税の算定結果については、企画財政課より、平成２８年度普通交付税の算定結果における予算との比較、一本算定・三本算定比較、前年比較、普通交付税の主な減額理由などについて資料に基づき説明を受けた後、委員より、算定結果に基づき、今後の傾向をどのように考えているかという質疑に対し、予算との比較では問題ないが、今後、３年間で段階的に６億円の減少となる見込みであり、長期財政見直しを見直す中で、健全で計画的な行財政運営に努めていきたいと答弁がありました。

包括算定経費の減少が大きい。人口３，５００人の減少により１億１００万円の減額となっているが、今後の見込みはどうかという質疑に対し、人口を基礎とする交付税算定項目の中で大きいのが包括算定経費である。国勢調査による影響額の分析を現在行っているので、来年度以降の影響を見きわめていきたいと答弁されています。

人口に重きを置いた交付税算定基準だが、酸素、水、電力の供給など、地方が抱える森林、自然の役割は大きい。面積に対する算定基準を大きくするよう国に対する働きかけを行っているのかという質疑に対し、そのとおりであるが、包括算定経費ができた経緯としては、複雑な計算を簡素にするというものであり、その結果として、人口が面積より重い意味を持つようになっているのが現状である。地域の実情に合った算定基準を求める要望は全国から上がっていると答弁されています。

財政健全化判断比率については、同じく企画財政課より、平成２７年度決算に基づく財政健全化判断比率算定結果、地方債残高の推移、実質公債費比率等の推移について、資料に基づき説明があった後、次期ごみ処理施設、公共施設の老朽化対策などの大きな事業計画は算定に反映されているか。福祉への影響などはどうかという質疑に対し、長期財政見直しによっているため、大きな事業計画は算定に反映されている。地方債の減額分を超えるような維持補修は発生しない見込みである。社会保障給付金費の財源不足については、社会保障と税の一体改革により進められている。交付税でいえば、平成２１年、２２年の厳しい状況から国の地方優遇政策により改善しているが、今後は、国の状況に応じて長期財政見直しを立てながら健全な財政運営を図っていきたいと答弁され

ています。

権現荘の経営状況について、8月3日の委員会では、総務課より、内部監査制度による権現荘の実態調査報告書、能生事務所より、平成21年度から27年度までの予算・決算状況、平成28年度権現荘収支月報、労働基準監督署の是正勧告について、7月20日までの日計表について資料に基づき説明があった後、支配人の裁量によるサービスは、誰かに相談して行っていたか。行政はどこまで支配人に任せたのか。支配人の責任の範囲と、支配人が判断できる範囲は明確に指導してきたのかという質疑に対し、支配人より、相談はしていない。自分なりに判断して行ってきた。総務部長より、権現荘の管理、運営に係る業務、職員の勤務等に関する事、会計の収支について行政の内部基準の中で支配人に現場管理を任せてきた。支配人の裁量によるサービスは、販売促進の範囲と考えるが、一定の基準が必要であるので改善していきたい。行政の一機関として行政全体での取り組みとして行ってきたが、管理体制が不十分だったことについて私も統括する部長としての責任はあるし、反省すべき点も内部監査のとおりであると答弁されています。

内部監査において月別の収支が作成されていないなどがあるが、収支の作成、支出の決裁、棚卸し、労務管理の責任はどうなっていたのか。経営戦略策定などのコミュニケーションは十分に図られていたのかという質疑に対し、収支、支出の決裁は能生事務所、棚卸しも能生事務所、労務管理におけるシフト管理は支配人であり、人件費の管理は能生事務所である。コミュニケーションは十分にはとれていなかったと答弁されています。

労働基準監督署の是正勧告における休日労働の割り増し賃金の不足額について、平成27年8月までにさかのぼって計算し、8月21日に支払うとあるが、その基準は何によるのかという質疑に対し、平成27年8月までさかのぼって支給するのは労働基準監督署の指導によるものであり、そのようにしたい。内容は、法定休日の割り増し分35%をその他の25%と同じく計算していたものであると答弁されています。

内部監査の結果が示されたが、指定管理者選定委員会の調査結果と外部専門機関の経営診断については、いつ資料提出し、説明され、支配人の評価結果について示されるのはいつになる予定かという質疑に対し、指定管理者選定委員会の調査結果と外部専門機関の経営診断中間報告については、8月12日の全員協議会で報告する。合わせて支配人の評価についても示す予定であると答弁されています。

最終的には指定管理者制度に有利な形で移行するのが目標であるが、当初の2年間を直営で経営した結果を受けて指定管理者制度に移行する予定を繰り上げて実施すべきと考えるのがいがか。また、その方針と具体的スケジュールを8月12日の全員協議会で示すことはできないかという質疑に対し、当初の予定を前倒しし、平成29年度中には指定管理者制度に移行したいと考えている。8月12日の全員協議会では具体的スケジュールまで示せる段階ではないが、なるべく早く方針を決定したいと答弁されています。

なお、権現荘の経営状況についての調査においては、総務文教常任委員会として、現状を明らかにし、改善すること、明らかになった現状による責任問題の大きく2つに分けた委員会の対応が必要であり、まず、現状を明らかにし、改善することをしっかり行った上で明らかになった現状による責任問題に取り組む方針で委員会の意見の一致をみています。

8月22日の委員会では、8月12日の全員協議会の結果を受けて内部監査や指定管理者選定委

員会の評価、外部専門家の経営診断の内容も含めて明らかになった問題点や改善を要する事項などの現状を行政側も受け入れて認めているという共通認識の上で、今後に向けてどのように改善していくのか。再発防止をどうするのかといった問題と、現状を招いた責任問題に整理して議論していきたいと確認した上で、担当課より、主に全員協議会で要求された資料、権現荘における支配人と能生事務所の分野別責任分担、権現荘におけるNさんのショルダーバッグ紛失事案について、平成28年度権現荘支配人の雇用契約内容に対する具体的な取り組み、権現荘における消耗品及び食材の市外仕入れ先について、権現荘における地元サービス例、4月1日から7月31日までの収支月報について説明があった後、ショルダーバッグ紛失事案について、なぜ紛失の届け出があった翌日に発見されていないながら10カ月もの間、本人に連絡も行き届かず放置されたのか。それも、議員から指摘されて動いているが、プロの支配人として雇用されていてなぜか。その後、残っている忘れ物は全てチェックを行ったかという趣旨の質疑に対し、届け出の翌日に発見された後、所有者を特定できたので電話で連絡をとっているが、ご本人には伝わっていない状況であった。お盆の繁忙期でもあり、担当者は所有者がとりにくる忘れ物の分類の保管場所に保管した後、失念してしまっていた。その後のチェック体制が整っていなかったため放置される結果となってしまう、申しわけない結果となった。反省あるのみである。現在、預かっている忘れ物は50から60件であり、持ち主がわかっていて預かっているものが五、六件あると答弁されています。

支配人と能生事務所の責任分担について、予算書作成の責任は能生事務所ということになっているが、毎年の予算編成に当たって赤字の原因を分析して予算に生かしてきたのか。支配人も分析をしてお客さんの情報やアイデアなどを提供してきたのか。報告書はあるか。その結果の赤字の原因は何かという質疑に対し、能生事務所の担当者、係長、次長、事務所長で分析し、支配人も分析を行って能生事務所に伝え、予算案を能生事務所で作成し、支配人と協議して決定してきた。分析の報告書はなく、口頭でのやりとりによってきた。リニューアル後は、平成24年の決算ベースをもとに売上重視となってしまう、収支の視点が全く落ちていたと考え反省していると答弁されています。

支配人と能生事務所の責任割合はどのように考えているのかという質疑に対し、本日の委員会の意見を参考に、資料ナンバー2、権現荘における支配人と能生事務所の分野別責任分担に従い、これから検証したいと答弁されています。

支配人の裁量権によるサービスについて、記録がないことから7年間の数字が明らかにされておらず、指示されずに勝手に行った行為であり、なおかつ原価率が高いといえれば疑われても仕方ない状況である。証明できない以上は責任をとってもらうしかないがいかかという質疑に対し、これまで、食材の保管・管理という裁量権の中で支配人の判断で対応してきたと思っている。一定の裁量行為は社会通念に照らし合わせて大きく問題となる点ではないと感じているが、今後は、行政として疑念を持たれないように再考する必要があると答弁されています。

この日の副市長の答弁にもありますように、提出された資料ナンバー2、権現荘における支配人と能生事務所の分野別責任分担と内部監査結果や指定管理者選定委員会の評価、外部専門家の経営診断及びこれまでの審査で明らかになった問題点を整理検討することにより、責任の所在と重さが明らかになり、理事者より責任のとり方が示されるものと考えています。支配人の契約期間という時間的に制限される部分もありますので、判断の時期には柔軟な対応が求められますが、8月中に

経営診断の最終報告書が提出されますので、できれば理事者より今後の方向性の最重要点として指定管理者制度へ移行のスケジュール等の方向性が示された段階で責任問題を明らかにしていきたいと考えています。

土砂災害ハザードマップについては、担当課より説明があった後、若干の質疑がありましたが、報告すべき事項はありません。

行政改革については、担当課より、第3次行政改革大綱及び実施計画策定スケジュール、第2次行政改革の検証結果(案)について説明があった後、職員の意識改革の不足について議会からの指摘事項は各職場に水平展開され、検討されているかという質疑に対し、話し合っただけマニュアルを作成するなどはやっているが、一時的効果にとどまっている。イレギュラー対応を的確に行うには意識改革とレベルアップが重要であり、長い取り組みが必要となると考えていると答弁されています。

他部署に対して意見が出しにくいのではないか。縦横の連携が重要であり、内部監査もミス防止にとどまっていると思うがいかがかという質疑に対し、横の連携が重要ということで内部監査にも取り組んできたが、ミス防止にとどまっているという指摘から一歩進んだ取り組みをこ一、二年行っているが、まだ不十分であると考えていると答弁されています。

補助金・負担金等の適正化と整理・再編について、重要な問題であり、財政にも大きく影響するが、一律な削減は無意味である。また、補助金と負担金の区分が不明確な部分があるがいかがかという質疑に対し、補助金等のあり方については公益性などを勘案して検討したい。個々の団体との協議が重要であるが、不十分なのでしっかり行っていきたい。補助金と負担金の区分については明快ではない部分もあるかと思うので、今後の見直しで対応したいと答弁されています。

時間外勤務の削減について、時間内に処理できる能力と配置が基本であり、必要な場合には、配置かえなどで対応すべきであるが、どのように考えているかという質疑に対し、新たな計画策定や施策の実施など突発的な業務が発生したり、休日出勤による時間外勤務時間が多くなる場合があるが、それ以上に残って仕事をするのが当然であるという風潮が問題であって、職員の意識改革を図っていきたいと答弁されています。

ほかにも多くの質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中の8月18日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査内容は、農業委員会制度の改正に伴う対応について、下水道使用料についての2点であります。

1つ目の農業委員会制度の改正に伴う対応については、ことし1月28日の当委員会においても調査を行ったところでありますが、行政側の方向性やスケジュール等が定まりつつあることから今回改めて調査を行ったものであります。

農業委員会等に関する法律の改正により、従来の許認可業務のほかに農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、遊休農地の発生を防ぎ、担い手に農地の集積を進めるための活動を行うことが明確化されました。

また、この業務を効果的に進めるため、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が新設されることや、委員の選出がこれまでの公選制から公募制に改められること、新体制は農業委員の任期により、来年7月からスタートすることなどの説明がありました。

委員からは、今までの制度の中では、意見の公表、建議、諮問の答申ということが法定化されていたが、今後、法定から外れるようで、それを懸念する農業関係者もいるが、市長宛てに毎年秋ごろ農業委員会から建議していたものは、制度として継続していく考えかとの質問に、建議については、農業委員会の活動が市民から見えない、また農業行政に反映し切れていないのではないかとのご意見の中から行われてきたものであり、始めてまだ二、三年であるので事務局長の立場では続けてもらうよう会長に要望したいと考えていると答弁がありました。

また、中山間地農業で、条件の悪いところで休耕田、放棄地がふえる中で、進め方はかなり厳しいと思うが、担当課としては推進の仕方について青写真はできているかとの質問に、耕作放棄地の発生防止や農地集積の具体策は、まだ持ち合わせていない。耕作放棄地の問題、条件が不利な問題、担い手の問題は喫緊に取り組まなければならない中山間地域の大きな問題だと考えているので、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

なお、質疑の中で行政側から、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数や報酬額についての考え方も示されました。これらについては今定例会において議案として条例が提案されており、そこで改めて審査されることとなります。

次に、下水道使用料についてであります。

当市の下水道については、予定していた区域の下水道整備がおおむね完了し、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業での平成27年度の水洗化率は95.9%。青海浄化センターを初めとする改修事業費の増額に伴う事業規模が増大しており、依然、公債費の支払い額は事業費の

40%程度で、基準内繰出金では不足する状況が継続しております。今後、人口減少に伴い、使用料収入も減少することが見込まれます。

平成26年度に行われた料金改定の際には、その後、3年を目途に改定していく方針が示されておりましたが、市民生活への影響が大きいことから、今回の検討では、29年度から5年間継続して毎年少しずつ改定を実施し、10年後には、現状54.7%の経費回収率を75%にすることを目標とし、また基準外繰入金も現状の約5億8,000万円を約2億7,000万円に縮減する試算が示されました。

この試算による具体的な使用料の値上げについては、平均25立米使用する一般家庭で、一月55円の値上げが5年間、毎年実施されることとなります。つまり25立米の使用料月額4,050円が、改定1年目には月額4,105円に、5年後には月額4,325円になるという試算であります。

3年置きに料金改定した場合においては、一時的に料金収入は上がっても、人口が減少していることから、その後、人口減少に伴って減るということが繰り返されることになり、一時的に基準外繰出をゼロにするという形にすると、かなり多額な上げ幅が必要になることから少しずつ段階的に上げたいと、5年間継続して改定する試算も示されたものであります。

これに対し、公共事業に関する総合管理方針が出ており、今後の見込み経費も出てくるわけで、基本的には基準内で抑えるように持っていかなければならないはずだが、その辺を考慮した今後10年、20年先の公共施設の管理、計画はされているか。総合計画的なものを早期につくってもらいたいかどうかとの質疑に、基準外の繰入を将来的にはなくしていかなければならないと考えているが、計画的なものを立てて、これからかかる経費と使用料の見込みもあわせて計画を立てるといってやっていく方向である。現在の長寿命化の中では、全体を含めたそこまでのものがない。個々の、例えば糸魚川の浄化センターならこういう順番でという形はあるが、まだ全体の部分で全てができていないところもあるので、今後それをまとめるように考えている。早期につくことで現在、準備を進めているとの答弁がありました。

また委員から、今回、整備した浦本地区の水洗化率についてはどうかとの質疑に、浦本地区においては、平成26年度で74.1%、平成27年度は81.7%と多くの方から接続していただいている。平成26年度に事業が終わったところで接続のお願い、調査を集中的にしており、今年度も浦本地区に入っているとの答弁がありました。

そのほかにも質疑等はありませんでしたが、ここでの報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

2番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、8月8日と9日の2日間で市外調査を行い、9日には机上集約を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

視察項目としては、一般財団法人日本環境衛生センターのPFI関連事業について、福島県福島市のあらかわクリーンセンターについて、栃木県矢板市の認知症対策についての3点であります。

当市では、次期ごみ処理施設について、平成32年度からの稼働を目標に整備を進めており、現在、事業者選定に着手しています。

事業方式としては、施設の設計、建設、運営を民間で行い、公共が資金を調達するDBO方式を採用し、燃焼方式はストーカ方式を予定しています。DBO方式を採用するに当たり、事業実施の手順、メリット、デメリットなど基礎的な部分を参考にするため、日本環境衛生センターにおいてDBO方式を含むPFIの手法について研修し、また、DBO方式で整備されたストーカ炉のごみ処理施設である、あらかわクリーンセンターを視察しました。

まず、日本環境衛生センターは、環境衛生に関して長い歴史があり、廃棄物処理については、処理計画の策定から処理施設の建設、運営までを支援しています。当市においても、次期ごみ処理施設の整備・運営事業者選定支援業務を委託しているところです。

説明によれば、全国的にDBO方式で整備されるごみ処理施設の割合がふえてきており、ここ数年では約4割がDBO方式によるものであると言われていています。DBOの大きなメリットとしては、財政的な観点から、自治体のように単年度で調整するよりも運営を長期的に民間へ委託することで計画的に事業を進められること。また、それによる経費の削減が期待できることなどが挙げられます。

そのほかに、施設の整備に当たり、設計段階から事業者に丸投げすることなく、自分たちの施設は自分たちでつくり上げるという職員の高い意識が必要とされること。また、契約に当たっては、行政と事業者とのリスク分担を明らかにすることが肝要であり、事業者が過剰に高いリスクを負うことで契約額が高くなるよう留意する必要があるといったことがありました。

次に、あらかわクリーンセンターについて。当施設は、DBO方式によって平成20年に整備されたストーカ炉のごみ処理施設で、7年間の稼働実績を有しています。

市直営の資源化工場とリサイクルプラザ、DBOによる民間委託しているごみ焼却場から成り、ごみの処理に伴い発生する余熱を利用して近隣の福祉施設へ温水を無料で提供し、また、蒸気タービンにより発電した電気を施設内で活用するほか市内の小中学校へ電気を供給し、余剰電力は売電

しています。灰溶融炉も備え、処理に伴って発生する副生物のスラグやメタルなどについては、リサイクルされています。館内には、においがなく清潔感がありました。

また、震災時の対応として、東日本大震災の際は激しい揺れにより甚大な被害が発生し、ごみ処理施設全体の稼働を停止しましたが、DBOで民間委託していたことにより、公営での工事発注に比べてかなり早く復旧することができ、地震発生から1週間後には焼却炉を稼働し、2週間後には燃えるごみの焼却を再開することができたとのことです。

ごみの処理量は、あらかじめクリーンセンターが1日220トン、当市で予定している施設が1日48トンと規模としては比較しがたいものの、施設の管理運営を合わせてメンテナンスも地元企業に委託し、雇用された技術者の育成に力を入れている点や地元雇用100%である点など参考としたい部分がありました。

当市においては、事業者を選定する今が重要な時期であり、設計、施工、長期間の施設管理運営を委ねることから施設整備の基本方針を踏まえ、契約時にリスク分担を明確にし、地元雇用と人材育成に力を入れて取り組んでいく必要があります。

また、ごみ処理施設のキーパーソンとなる職員の育成、さらに物価変動も視野に入れた総合的なマネジメントを考えるなど当市の現状を踏まえると、短期間のうちに集中して進めなくてはならないことから行政に迅速かつ丁寧に取り組んでいただくとともに、議会とも議論を重ね、相互に理解を深めてスムーズに事業を進めるためにも当委員会としても今後、所管事項調査として取り上げてまいります。

最後に、栃木県矢板市の認知症予防対策についてご報告します。

矢板市では、平成27年度から健康診断の実施にあわせて認知症の簡易検査を実施しています。その実施方法や成果、他事業などとの連携について視察いたしました。

矢板市は、総人口に占める高齢者の割合が、平成28年4月1日現在で28.22%であるものが、平成37年には33.09%に達するとの将来推計があり、今後、増加していくであろう認知症の対策として、まず実態調査を行うため認知症簡易検査を導入したものです。

通常健康診断とあわせて認知症簡易検査の申し込みも行い、介護予防事業としての取り組みであることから対象年齢は65歳以上とし、検査費用は無料とのことです。検査の実施方法は、認知症簡易検査用のタブレット端末を用いて1人当たり20から30分程度の所要時間でテスト項目に回答し、点数により認知症の度合いを判定するというものです。検査の結果として、認知症の疑いがある、または認知症の予防が必要とされた方に対しては、医療機関の受診や市で開催する認知症予防教室の受講を勧め、認知症の予防につなげています。

また、認知症予防教室に参加した方のうち約9割に改善が見られ、市の担当者は、本人の努力により初期の認知症であれば回復するという強い手応えを感じていました。

今後は認知症予防について、より広く市民への周知を図り、医師会との連携も始まるとのことであります。

当市は、矢板市以上に高齢化が進んでおり、認知症が発症する前の対策として、この取り組みを取り入れていく必要があると感じます。このことについても当委員会の所管事項調査で取り上げてまいりたいと思います。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

+

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を開きます。

日程第5．議案第75号

議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第75号、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第75号は、平成27年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成27年度は、北陸新幹線の開業を最大限に生かしながら国の地方創生の動向を踏まえ、最重要課題である交流人口の拡大と人口減少に対する取り組みを進めるため、「活気とにぎわいを生むまちづくり」、「支え合いによる協働のまちづくり」及び「明日につながる持続可能なまちづく

り」を重点施策に掲げ、新幹線開業関連事業を初め、移住・定住の促進事業、消防、救急無線と防災行政無線のデジタル化などの事業を計上し、合併後10年間の取り組みの検証を行い、30年先を見据えながら次の10年に向けて当初予算を273億6,000万円といたしました。

当初予算後、臨時福祉給付金や国の経済対策等に対応するため、9回にわたる補正予算を編成いたしましたところであります。

決算につきましては、歳入総額300億6,144万6,000円、歳出総額281億8,142万8,000円で、歳入歳出差引額は18億8,001万8,000円となっており、繰越明許費に係る財源を差し引きますと、実質収支額は17億5,756万2,000円の黒字となっております。

なお、財政健全化法に基づく平成27年度財政健全化判断比率の算定結果につきましては、報告第14号のとおりでありますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であり、実質公債費比率は13.0%、将来負担比率は97.0%で、いずれも前年度より改善をいたしております。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表により、ご了承願います。

日程第6．議案第76号から同第79号まで

議長（倉又 稔君）

日程第6、議案第76号から同第79号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第76号は、平成27年度柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号は、平成27年度有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号は、平成27年度学校給食特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号は、平成27年度集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第 7 . 議案第 8 0 号から同第 8 4 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 7、議案第 8 0 号から同第 8 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 8 0 号は、平成 2 7 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 8 1 号は、平成 2 7 年度集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 8 2 号は、平成 2 7 年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 8 3 号は、平成 2 7 年度水道事業会計決算認定及び利益の処分について、議案第 8 4 号は、平成 2 7 年度ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 8 . 議案第 8 5 号から同第 8 8 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 85 号から同第 88 号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 85 号は、平成 27 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 86 号は、平成 27 年度国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 87 号は、平成 27 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 88 号は、平成 27 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

監査委員の意見書を付して提案いたしますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 9、議案第 89 号から同第 92 号まで

議長（倉又 稔君）

日程第 9、議案第 89 号から同第 92 号までを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 89 号は、能生マリンホール条例の制定についてでありまして、能生マリンホールを交流及び文化活動施設への変更するため、現行の勤労者福祉施設条例を廃止し、新たに条例を制定したいものであります。

議案第 90 号は、議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び市長の

選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてでありまして、公職選挙法施行令の改正に準拠し、選挙運動費用に関する公費負担の限度額を引き上げたいものであります。

議案第91号は、損害賠償の額の決定及び和解についてでありまして、職員の起こした自動車事故のうち人身事故に係るものについて、その損害賠償の額を決定し、相手方と和解するため議会の議決をお願いいたしたいものであります。

議案第92号は、第2次糸魚川市総合計画基本構想の策定についてでありまして、計画期間の満了に伴い、新たに平成29年度から35年度までの計画を策定するものであり、議会の議決をお願いいたしたいものであります。この計画は、当市のまちづくりの目標と施策の大綱を示しており、基本構想に基づき基本計画、実施計画を策定し、まちづくりの目標に向けて計画を推進してまいります。まちづくりの目標につきましては、目標とする都市像を第1次総合計画と同様に「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」とし、まちづくりの将来指数としては、将来、平成35年度の目標人口を4万9000人といたしております。

また、目標とする都市像に向けて30年先も持続可能なまちづくりを進める上で人口減少対策と人口減少社会に対応したまちづくりを重点課題として捉え、市民誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため行政全般にわたる6つの分野の施策を展開する計画であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第93号から同第101号まで

議長（倉又 稔君）

日程第10、議案第93号から同第101号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第93号は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでありまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定し、あわせて関係する現行条例を廃止いたしたいものであります。

議案第94号は、農業委員会候補者選考委員会条例の制定についてでありまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会候補者選考委員会を設置するため新たに条例を制定したいものであります。

議案第95号は、市道押上クワノ町1号線の廃止について、議案第96号は、市道押上クワノ町1号線など2路線の認定についてでありまして、道路法の規定により、それぞれ議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第97号及び議案第98号は、財産の交換についてでありまして、北陸新幹線整備に伴い、鉄道事業用地内の市道及び法定外公共物のつけかえ処理のため土地の交換を行いたいものであります。相手方につきましては、議案第97号は、独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東京支社であり、議案第98号は、独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部富山工事事務所であり、地方自治法の規定により、それぞれ議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第99号は、契約の締結についてでありまして、青海浄化センター水処理施設改築（機械）工事の請負契約を締結したいものであります。契約金額は1億7,010万円で、契約の相手方は、前澤工業・田辺工業特定共同企業体であります。

議案第100号は、契約の締結についてでありまして、青海浄化センター水処理施設改築（電気）工事の請負契約を締結したいものであります。契約金額は1億9,202万4,000円で、契約の相手方は、田辺工業株式会社青海支店であります。

議案第101号は、変更契約の締結についてでありまして、平成27年12月17日に議決いただいた青海浄化センター水処理施設改築（土木）工事について、契約金額を2億7,060万5,880円に変更するものであります。変更の理由は、国及び県に準じたインフレスライド条項の適用に伴い、契約金額を変更したいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第103号及び同第104号

議長（倉又 稔君）

日程第11、議案第103号及び同第104号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第103号は、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ951万3,000円を追加し、総額を57億9,951万3,000円といたしたいものであります。

議案第104号は、平成28年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億5,869万円を追加し、総額を60億2,149万円といたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第12．議案第102号

議長（倉又 稔君）

日程第12、議案第102号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第102号は、平成28年度一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ8,448万2,000円を追加し、総額を265億6,557万1,000円といたしたいものであります。

歳出の主なものは、2款、総務費では、国県支出金等過年度返還金の追加、4款、衛生費では、

診療所開設等支援事業の追加及び7款、商工費では、ビジネスチャレンジ支援事業の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか所要の一般財源については、前年度繰越金を充当いたしました。

なお、債務負担行為の補正は、第2表のとおりであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によりご了承願います。

日程第13．請願第4号及び陳情第4号

議長（倉又 稔君）

日程第13、請願第4号及び陳情第4号を一括議題といたします。

本定例会において受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第4号は、市民厚生常任委員会へ、陳情第4号は、総務文教常任委員会へ付託をいたします。

以上で本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時26分 散会

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+